

令和８年度郡山市介護サービス事業者等指導方針

I 指導の基本方針

介護保険法に基づく介護サービス事業者等に対する指導監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を目的として、法令等に基づく適正な事業実施のため、適時・適正かつ効果的に行うことが求められている。

また、国において、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、「介護保険施設等の指導監督について」（令和４年３月３１日付厚生労働省老健局長通知）が発出され、その中で新たに「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」が定められたところである。

以上の状況を踏まえ、本市においては、市内介護サービス事業者等に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、当該通知及び郡山市介護サービス事業者等指導要綱（平成２０年３月３１日制定、令和４年６月２４日一部改正）等に基づき指導監督を行うものとする。

特に介護サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」に重点を置き、計画的に実施する。

令和７年度の運営指導の結果を見ると、依然として運営に関する指摘が多く、基本的な事項に対する理解不足が見られる。

また、事業者は利用者の尊厳を保持し、良質なケアが提供される体制を維持するため、利用者の人権の擁護、虐待防止のさらなる推進が求められている。

さらに、今後も新興感染症の発生が危惧されていることや、地球規模の気候変動により自然災害も多発していることから、利用者の安全確保についても一層の徹底が求められている。

このような状況を踏まえ、令和８年度においては、運営指導の効果的かつ効率的な運用に留意しながら、運営に関する基本的事項についての指導を継続していくとともに、身体拘束廃止、高齢者虐待防止の取り組みや感染症対策等、利用者の処遇に関する事項について確認する。

また、現行の介護保険法及び介護報酬の算定基準を踏まえ、人員基準の遵守や適正な介護給付費の算定等の事業運営が行われているかについて確認する。

なお、不適正情報等のあった介護サービス事業所に対しては、迅速かつ厳正に指導・監査を行うものとする。

II 重点着眼事項

1 集団指導

- (１) 過去の運営指導等における主な指摘事項や虐待通報等の事例について、その原因や改善の方法等を紹介し、事業運営の適正化を図る。
- (２) 行政処分の原因となった不正の概要や要因等を紹介し、不正事案等の発生の未然防止を図る。
- (３) 介護保険法及び介護報酬の算定基準について、その内容や事業運営の留意点等を紹介し、介護サービスの質の向上を図る。

2 運営指導

- (１) 人員基準、勤務体制の確保等について

人員基準を満たしているか、施設・事業所間の兼務関係等が明確にされているかを確認し、その適正化を図る。

また、職場のハラスメント対策（職員及び利用者・家族等によるもの）について、方針の明確化、相談体制の整備等が図られているか確認する。

（２）運営規程及び重要事項説明書の適正化

運営規程及び重要事項説明書に条例上記載を要する事項について、適正かつ漏れなく記載されているかを確認する。

特に、苦情処理に関し、相談窓口、解決体制及び手順等講じる措置の概要について明らかにし、サービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設内への掲示及びウェブサイトへの掲載がされているかを確認する。

また、運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬がないかを確認する。

（３）契約書の記載内容について

契約書について、内容が適正であるか、署名または記名押印が漏れなくあるかを確認する。

また、契約書と重要事項説明書との内容に齟齬がないかを確認する。

（４）サービス計画の作成について

利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別サービス計画の作成、モニタリング及び個別サービス計画の見直し等の作業が適切に行われているかを確認しその適正化を図る。

また、利用者に対する個別サービス計画内容の説明が適切に行われているかを確認しその適正化を図る。

（５）業務継続の取り組みについて

感染症や災害が発生した場合に備え、必要な介護サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制（計画の策定・見直し、研修・訓練の実施）が構築されているかを確認する。

（６）非常災害対策について

非常災害には火災だけでなく、地震、水害、土砂災害等の自然災害が含まれることから、災害の態様ごとに具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を地域住民の参加が得られるよう連携を図り実施しているか等を確認し、その適正化を図る。

（７）感染症対策について

新型コロナウイルス感染症等の予防並びに発生及びまん延防止の取組や条例上必要とされる措置（指針の整備、対策委員会の開催・従業者への周知、研修の実施）、また、新興感染症の発生時における医療機関との連携強化等必要とされる措置が講じられているかを確認し、その適正化を図る。

（８）医療機関との連携構築について

施設内での対応可能な医療の範囲を超えた場合に、より適切な対応を行うための連携体制が確保されているか、一般的な感染症の発生時の対応を取り決め適切な対応を実施できるか、在宅医療等を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制が確保されているかを確認し、その適正化を図る。

また、新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築しているか確認し、その適正化を図る。

(9) 適切な利用者処遇の確保及び虐待の未然防止について

虐待、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するための必要とされる措置（指針の整備、担当者の設置、適正化委員会の開催・従業者への周知、研修の実施）を講じているかを確認し、その適正化を図る。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合に、要件の検討、家族の同意、及び諸記録の作成が行われているかを確認し、その適正化を図る。

(10) 適正な介護給付費の算定について

基本報酬及び各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに算定誤りの有無を確認し、適正な算定及び過誤調整が行われているかを確認し、その適正化を図る。

特に、改定された各種加算等の算定について、適正な算定が行われているかを確認するとともに、過去の指導において過誤調整となった事例等については、同様の誤りがないかを確認し、その適正化を図る。

(11) 領収書の発行及び記載内容について

領収書について、利用者の申し出がなくとも交付しているか、また、医療費控除の対象となる額も記載されているかなどを確認し、適正化を図る。

3 運営指導における措置

改善すべき事項が認められた場合は、口頭又は文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面で報告させる。また、介護報酬請求について過誤調整を要すると認められた場合にあっては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。

なお、運営指導中や運営指導後に著しい運営基準違反や介護報酬請求の誤りで著しい不正な請求等と判断された場合及び高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている又はその疑いがあると認められる場合において、監査を行い、事実確認の調査及び確認を行い、公正かつ適切な措置をとる。